

役員退職金規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人昭和医科大学の役員の退職金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退 職 金)

第2条 学校法人昭和医科大学寄附行為第5条に規定する役員が任期満了又は退職したとき、1任期ごとに退職金を支給する。

2 寄附行為施行細則第9条に規定する執行役員には退職金を支給しない。

3 退職金の額は、1任期（4年）につき200万円とする。

(理事長の退職金)

第3条 寄附行為第6条の理事（理事長）が任期満了又は退職したときには、第2条の退職金とは別に、退職金支給規程の基本給を理事長報酬に読み替えて退職金支給規程第4条第1項、第2項の規定を適用し、退職金を支給するものとする。

(任期の計算)

第4条 選出手続きの関係から4年の1任期中に再任された場合は、2任期ではなく1任期として計算するものとする。

(特 則)

第5条 本法人に対し特に功労顕著な者には、第2条第3項、第3条の規定にかかわらず理事会の議を経て退職金の額を増額することができる。

第6条 役員で寄附行為第14条第1項第1号、第3号、第4号の規定により解任された役員には、退職金は支給しない。

(そ の 他)

第7条 本改正規程は、平成28年4月を始期とする役員任期からを対象とし、それ以前の任期に対しては従前の規定を適用し退職金を支給するものとする。

2 本規程に定めない特に必要な事項については、理事会で定める。

附 則

1. この規程は、昭和61年10月14日から施行する。

2. この規程の施行日をもって、「学校法人昭和医科大学法人役員退職金慰労金申し合わせ事項」（昭和58年2月8日付施行）は、廃止する。

3. この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。

4. この規程の改廃は、理事会の承認を要するものとする。